

弁明書に物申す

周南市議会解散請求に対し議会から弁明書が提出されました。この弁明書は大きく5点に分けて弁明がなされています。各項目についての反論を記載します。

■議会からの弁明書 弁明その1.

市町村の合併が実施されたとき、旧市町村の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、地域住民の代表である議会議員は一定の期間在任できることが特例法で定められており、法定合併協議会では民間委員を含めて2ヶ年の在任を決定したものです。私たち議員はその目的に沿って、広範囲で職務も増大した周南市の議会活動に取り組んでいます。

特例法では在任特例の他に定数特例も認められていました。定数特例は設置選挙の際、議員定数の上限の2倍の範囲内で定数を定めることができ、区割りも可能でした。在任特例で認められている任期は2年以内で周南市の2年は最長の任期です。議員は合併後選挙なしで2年間議員でいることができます。それは合併にともなう広範囲な職務を行うための在任であり、職務が増大することは了解のうえでの就任であり、殊更取り上げるべきものではないといえるでしょう。

■議会からの弁明書 弁明その2.

このたびの議会解散請求は、議員報酬について報酬等審議会が法定合併協議会の協議経過や議員の職務内容等も十分に把握されず、安易に多数決で大きな格差のある1市4報酬制度を決定し答申されたことによります。このことは、法定合併協議会で基本目標とされた「一体性の確保」など公正公平な観点を欠くものであり、今後のまちづくりに大きな影響を与えるものと考えられます。

『報酬等審議会が法定合併協議会の協議経過や議員の職務内容等も十分に把握されず』という表現は報酬審議会委員を無知と勉強不足だと侮辱したことと同等な内容であり遺憾な表現です。行政による資料提出、説明が十分でなかったことを批判したかったのですが、議会にもともと存在する審議会制度への本音が出たものではないでしょうか。また、『安易に・・・答申された』は、審議会の権威を傷つけ尊厳を奪う民主主義を標榜する近代議会の言葉とはとても思えません。ところで、格差のある議員報酬が公正公平な観点を欠き、今後のまちづくりに大きな影響を与えているのは議会だけであり、多くの市民はこの格差を是とし署名活動を行いました。

また、議員報酬を「一体性の確保」のためのものと絶対的条件のごとく祭り上げる議会の論理は、逆に、市民に一体感の欠如をますます植え付ける結果ともなり、改めて在任特例そのものがもつ公正公平観に疑問を呈することとなりました。

議員報酬格差が与える影響として、合併してみると予想外に先送りが多く広範囲な職務が増大してしまった議会そのものの「意欲の減退」ではないかとさえ、市民は本音で語っています。

■議会からの弁明書 弁明その3.

昨年12月市議会定例会において市長から提案された議案は、合併後1年間は報酬等審議会の答申を尊重して旧2市2町の報酬額とし、残り1年間は、議員平等の原則により統一しようとするものであり、さらに金額については人口15万8千人の類似団体や財政規模等を考慮して提案されたものです。また、議会側が報酬額について言及したことは一度もなく、むしろ提案された内容に対し、社会情勢などに配慮して議会みずから10%の減額を議決したものです。

議員平等の原則は議員の出席権、議案の提出権、発言権、質問権、表決権、臨時会の招集請求権、開議請求権、請願の紹介権などの権限が平等であること、議員報酬は、同じ議会であれば年齢や議員としての在職年数には全く関係なしに同じであることを指します。

設置選挙を経て選ばれた議員の報酬は平等であることは当然ですが、合併特例に基づいて臨時的に一定期間存在する在任特例議員の報酬が違ふことが、即、憲法違反であったり法の理念に反したものだとは考えられません。

ところで今回、議会は金額について一切口にしていないといっていますが、果たしてそうでしょうか。一方で報酬金額は人口15万8千人の類似団体や財政規模等を考慮して提案されたものと市長提案を鵜呑みにした論議を行い、他方では、合併協議のなかでの暫定的に計上されている新市の財政計画にある議員報酬額が旧徳山市の額であることを逆にとり、これをもって既成の事実、暗黙の了承などという論拠薄弱の論議を繰り返してきました。

その上、こうした考えを下敷きにして議会は全会派一致で市長に報酬額の統一を求めました。今になっていくら説明しても、多くの市民はこの行動が暗に旧徳山市の報酬額を要求したものであったことを見通し、申し入れと議場での議論が甚だしく食い違うという矛盾を、冷静に判断していたのです。

また、提案された10%カットは特別職にならったわけでも社会情勢に配慮したものでもありません。議会リコールの声が日に日に大きくなった結果、議会としての窮余の策にすぎなかったとは言うまでもありません。

■議会からの弁明書 弁明その4.

法定合併協議会で決定した10年間の新市建設計画の財政計画試算表では、議員報酬は当初の2年間、議員数が81名で旧徳山市の額になることから約3億円の増加となりますが、2年後には定数34名となり、10年間でとらえれば約15億円の経費節減になることが明記されています。また、約3億円の増加についても、1年間の現状維持と報酬額の10%減額により約9千万円までに抑制されております。

市民が最も詭弁を使われたと感じ怒っているのはこの点です。二言目には経費の節減効果が語られてきましたが、そもそも10年先まで現状の財政ではもたないから二市二町で合併したわけです。何年も合併せず従来どおりの定数を抱え議員報酬を払い続けることができる二市二町は合併の理論上あり得ないことです。ありえない議会を想定しての節約論議は、机上の空論以外のなにものでもありません。仮に合併せずに存在したとしても、その自治体の議会は極端な議員定数や報酬の削減をしたものとなるわけですから、議会経費も極端に少なくなっているはずで、報酬議論に新市の財政計画に暫定的に計上した数値を持ち出すことが、いかに欺瞞に満ちたまやかし

の論法かがわかります。

また、周南市は初年度から大幅赤字であり、来年度の財政は予算組みさえ危ぶまれているという危機的状況にあります。この状況を議会はどれほど認識しているのでしょうか。3億円増加するところを9千万円に抑制できたなどとノンキなことを言っていて議会としての責任が果たせるのでしょうか。破綻寸前の状態のなかでも更に9千万円の支出増を強いられ借金をするしかない周南市の財政。この切迫した状況を議会の屁理屈に摩り替えられてはなりません。

それにしても、なんとも情けない無責任な現実を市民はどう考えればよいのでしょうか。

■議会からの弁明書 弁明その5.

解散請求書の要旨では、議会が可決した議員報酬条例改正案は、「民意を無視」したもので、また、議会の存続が「新市建設のあらゆる施策において民意の反映を不可能」としてしていると断定しています。しかしそのような事実はなく、今回の住民投票で議会解散が成立すれば、合併前に旧2市2町が合意の上決定した在任特例がほごになり、周辺地域を含めた民意が反映されなくなることが危惧され、周南市はその基礎づくりの段階で大きなダメージを受けることは明白であると考えます。

市民の代表でもある審議会の答申が全く無視されたことは市民と行政との信頼関係を市長の側から一方的に破壊したものだと考えられます。またそうした市長に対し全会派による統一額の申し入れを行ったり、市長提案に対して賛辞をおくり、新市の財政計画をもって暗黙の了承として堂々と議論する議会の体質には、民意の反映は不可能と言わざるを得ません。

したがって合併協議会で決定した在任特例がほごになることがどれだけ民意の反映に損失となるのでしょうか。

曖昧と詭弁を積み重ねそれを許してきた議会体質そのものに、市民の不信感が募っています。この議会不信のダメージこそが周南市の基礎づくりの段階で、取り返しのつかない損失を生みつつあるのです。

■議会からの弁明書 追加

住民投票における市民の皆様のご理解ある判断を期待いたします。

弁明は議会の権利であり、これだけの署名が集まった後も存在する議会の意志を明確にしていただく意味でも提出されるべきでしょう。

しかし弁明書を読めば読む程、どうしたことか、矛盾は深まり、市民との溝は更に深く、広く、暗くなっていきます。もはや「このような議会は一刻も早く解散して反省し再出発すべきである」と、市民の多くが考えている所以がそこにあるからです。

市民は解散後の再出発にける議会に期待しています。新しい時代の新しい市民と議会の信頼関係の構築が地域の再生にはどうしても必要だからです。議会解散は脱皮への試練であり、最大のチャンスと考えられます。胸襟を開き私たちが暮らすかけがえのない大地・周南市のために、市民も議会も思いを共有し、育てていく「時の流れ」がこの地に到来しているのではないのでしょうか。